

八尾市告示第283号

令和5年度八尾市消防団員定期健康診断業務について、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。）第104条の規定により次のとおり公告する。

令和5年7月5日

八尾市長 山本桂右

記

1 入札に付すべき事項

- (1) 件名 令和5年度八尾市消防団員定期健康診断業務
- (2) 業務内容 仕様書に定めるとおり。
- (3) 委託期間 契約締結日から令和6年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 令和5年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）において、取扱業種が大分類「調査・測定・検査・分析」小分類「健康診断」で登録されていること。
- (2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の関係法令を遵守し、責任を持って健康診断業務を実施できること。
- (3) 令和5年4月1日現在において、引き続き2年以上健康診断業務を行っていること。
- (4) 公告の日から過去2年の間において、国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績を有していること。
- (5) 事業所の所在地が大阪府の区域内にあること。
- (6) 集団検診用のレントゲン車（胸部X線直接撮影が可能なものに限る。）を所有し、健康診断業務の実施時に配車が可能であること。
- (7) 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八

尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）、八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）及び本件業務に関連する法令に基づく営業停止処分（以下「営業停止処分」という。）を受けていないこと。

- (8) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないこと。

3 一般競争入札参加資格審査申請書及び仕様書等

公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間に本市のホームページに一般競争入札参加資格審査申請書及び仕様書等を掲載するので、これらをダウンロードして作成すること。

ホームページのURL <https://www.city.yao.osaka.jp/>

八尾市ホームページの「事業者向け」－「入札／契約」－「入札関係情報（物品、委託・役務等）」に掲載

4 入札参加資格審査申請手続

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる入札参加資格審査申請書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（様式1）

イ 業務実績調書（様式2）及びこれを証明する契約書の写し

ウ 営業所一覧表（自由様式）

エ 集団検診用のレントゲン車の所有が確認できる書類（自動車検査証等の写し）

- (2) 申請書類は、入札参加資格審査申請受付期間内に受付場所に持参して提出しなければならない。

5 入札参加資格審査申請受付

- (1) 受付期間 公告の日から令和5年7月13日までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 受付場所 八尾市高美町五丁目3番4号

八尾市消防本部庁舎3階

八尾市消防本部警防課消防団係

6 入札参加資格の審査及び通知

申請書類により入札参加資格を審査し、入札参加資格を認められなかった者に対しては、理由を付して令和5年7月18日正午までに電子メールにより通知する。

7 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書等に対する質問は、電子メールにより行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。

ア 質問受付期間 公告の日から令和5年7月24日午後4時まで

イ 問合せ先 八尾市消防本部警防課消防団係

電子メールアドレス keibouka@city.yao.osaka.jp

電話 072-992-2546（直通）

(2) 受け付けた質問及びその回答は、入札参加資格を認められた全ての者に対して令和5年8月1日正午以降に電子メールにより通知する。

8 入札に参加することができない者

(1) 入札参加資格審査申請時から入札時までの間において、入札参加停止措置、入札等排除措置又は営業停止処分を受けている者

(2) 入札参加資格審査申請受付期間内に申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者で、当該法律に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの

9 契約条項を示す場所

八尾市高美町五丁目3番4号

八尾市消防本部庁舎3階

八尾市消防本部警防課消防団係

10 入札保証金

規則第106条に規定する入札保証金は、規則第108条各号のいずれかに該当する場合はその全部又は一部を免除する。ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

11 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和5年8月7日(月)午後3時00分

(2) 場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階 入札室

12 落札者の決定

(1) 予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、次のいずれかに該当すると本市が判断した場合は、落札者とならないことがある。

ア 当該入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあること。

イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であること。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者の数が2以上であるときは、くじにより落札者を決定する。

13 契約の締結

開札日から契約締結日までの間において、落札者が入札参加停止措置、入札等排除措置若しくは営業停止処分を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。この場合において、本市は一切の責めを負わず、及び落札者が入札保証金の納付を免除された者であるときは、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

14 入札の無効

規則第111条各号のいずれか又は建設工事等競争入札心得第7条各号のいずれかに該当する入札及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、

無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

15 その他

(1) 入札参加人数は、1事業者1人とする。

(2) 入札に参加する者の数が1の場合であっても、入札は行うものとする。

16 問合せ先

八尾市高美町五丁目3番4号

八尾市消防本部庁舎3階

八尾市消防本部警防課消防団係

電話 072-992-2546 (直通)

F A X 072-992-7722

電子メールアドレス keibouka@city.yao.osaka.jp